

働き方改革にかかる平成29年度の実績結果の概要

行財政・働き方改革特別委員会資料3-1
平成30年(2018年)5月30日
総務部人事課・行政経営企画室

1 行動計画の数値目標の状況

	平成29年度数値目標	状況(知事部局)
(1) 1人あたり時間外勤務時間数	対前年度比15%以上縮減 (前年度実績で1人あたり14時間未満/ 月の部局は5%以上)	17.8時間/月(▲2.7%)
(2) 年間の時間外勤務時間数が360 時間を超える職員数	対前年度比10%以上縮減	575人(▲3.0%)
(3) 1人あたり年休平均取得日数	14日以上	12.0日(前年度10.8日)
(4) ワーク・ライフ・バランスの実現が できている職員の割合	80%以上	H30.1月 53.9% (H27.7月 61.9%)
(5) 日頃から業務の進め方を意識的に 工夫し、前例にとらわれず事務の見 直しに取り組む職員の割合	80%以上	H30.1月 75.4% (H27.7月 64.5%)

2 平成29年度における取組の主な成果

○ 「一係一実践」運動などによる業務の見直し
(見直し件数) 855件

○ 応援体制の構築等による業務量の平準化
(月80h超時間外勤務者)
H28:551人→H29:175人(各々のべ人数)

○ パソコンのログオン・ログオフデータを基に
した労働時間の適正な把握の試行開始

○ 在宅・サテライトオフィス勤務のための環境
整備
(実施状況)在宅82件、サテライトオフィス19件

3 取組にかかる庁内の状況(職員アンケート結果より)

働き方に関する職員アンケート
実施期間 H30.1.19~2.20
回答率 61.0%(H27.7月58.4%)

(1) 仕事の進め方

	今回 (H30.1月)	前回 (H27.7月)
自ら期限を設定するなど、スケジュール感をもって仕事を進めている。	92.6%	86.7%
協議・打合せにおいては、終了時刻と到達点を予め設定している。	51.4%	34.7%
新たな資料は方向性やイメージを上司等に確認した上で作成している。	82.1%	75.9%

概ね改善傾向にあり、効率的な仕事の進め方の定着が進んでいます。

(2) 組織風土

職員同士で気軽に相談ができている。	91.4%	91.9%
協議や回議等による係員間での指導や助言により、業務の質の向上や業務内容の相互理解が図られている。	83.7%	—
状況に応じて応援体制の構築や職務分担の見直しが行われている。	71.3%	67.9%

互いに支え合う組織風土に関する事項は概ね高い水準にあります。

(3) ワーク・ライフ・バランス

ワーク・ライフ・バランスを実現できている。	53.9%	61.9%
-----------------------	-------	-------

皆がWLBの実現を実感できるよう取り組む必要があります。

時間外勤務状況等について（知事部局）

（１）時間外勤務状況

年度	対象人員	4月～3月合計	
		総時間数	一人当たり
平成29年度	2,680	571,418	17.8
平成28年度	2,654	582,234	18.3
対前年度比		▲ 1.9%	▲ 2.7%

参考 時間外勤務手当等の状況（知事部局等）

① 決算見込額（単位：百万円）

年度	決算額	
平成29年度	1,604	（見込み）
平成28年度	1,678	

② 平成30年度当初予算

平成30年度当初予算については、働き方改革に資する取組として特に予算措置した事業（約12,200千円）による効果に相当する分（14,000千円）を減じて計上している。

（２）年間1,000時間以上時間外勤務者数の推移

平成28年度は10名であったが、平成29年度は該当者はいなかった。

（３）時間外勤務時間数の分布状況

時間数の区分（年間）	平成29年度		平成28年度	
	人数	割合	人数	割合
1000時間以上	0人	0.0%	10人	0.4%
800時間以上 1,000時間未満	15人	0.6%	36人	1.4%
600時間以上 800時間未満	118人	4.4%	135人	5.1%
400時間以上 600時間未満	359人	13.4%	312人	11.8%
200時間以上 400時間未満	655人	24.4%	647人	24.3%
200時間未満	1,533人	57.2%	1,514人	57.0%
全体	2,680人	100.0%	2,654人	100.0%

（４）定時退庁実施率

平成29年度：87.8%（対前年度比+2.8ポイント） 平成28年度：85.0%

36 協定遵守のための取組について

(1) 労務管理能力の向上に向けた管理職研修の実施

実施日：平成29年5月24日

対象者：部長級、次長級、課長級、参事級の室長、地方機関の長

内容：長時間労働の是正について

(滋賀労働局労働基準部監督課長 嶋田 憲嗣 氏)

(2) 協定遵守意識の向上に向けた自主点検の実施

平成29年度の新たな取組として、点検回数を上半期および下半期の2回とするとともに、調査項目を拡大して実施

	平成 29 年度		平成 28 年度
対象所属	知事部局で協定を締結している全 45 所属		知事部局で協定を締結している全 46 所属
実施回数	年 2 回 (上半期：9月、下半期：3月)		年 1 回 (年度末)
調査項目	<u>一日あたりの勤務時間の超過状況</u> <u>一月あたりの勤務時間の超過状況</u> <u>一年あたりの勤務時間の超過状況</u> <u>週休日・休日の勤務日数の超過状況</u> <u>週休日・休日の勤務時間の超過状況</u> <u>職員への周知および時間管理について</u>		一月あたりの勤務時間の超過状況 一年あたりの勤務時間の超過状況
違反状況	4 所属、7 件		15 所属、24 件 (監督機関からの勧告を含む)
	上半期：3 所属、5 件	下半期：1 所属、2 件	
1 日の限度時間 超過	2 所属：精神保健福祉センター、中央子ども家庭相談センター (保護係)	1 所属：近江学園	1 所属
1 月の限度時間 超過	—	—	11 所属
1 年の限度時間 超過	—	—	4 所属
1 月の原則限度 時間を 7 月以上 超過	—	—	7 所属
週休日、休日の 勤務時間の超過	1 所属：精神保健福祉センター	1 所属：近江学園	—
週休日、休日の 勤務日数の超過	2 所属：北部流域下水道事務所、中央子ども家庭相談センター (保護係)	—	1 所属